

新「道の駅むらやま」(仮称) 建築設計業務における 公募型プロポーザル質問回答書

令和7年5月26日 更新

No.	質問項目	質問内容	回答	回答日
-----	------	------	----	-----

■重要事項（運営者との接触禁止など）

1	実施要項 p13 9. 提出事項 (2)第二次提案書類の作成	第2次提案時に、運営事業者より提供された追加資料以外に、ヒアリング等の機会を設けていただくことは可能でしょうか。	運営事業者は、第二次審査において、オブザーバーの立場で参加し、質疑や意見に陳述を行う予定であるため、追加のヒアリング等の機会を設ける予定はありません。 また、実施要項 P.6 に記載のとおり、評価の公平性に影響を与える恐れがあることから、運営事業者（令和7年4月時点では応募者、令和7年5月21日時点では優先交渉権者等）への意図的な接触・働きかけは一切禁止としますので、十分ご注意ください（運営事業者への意図的な接触・働きかけが発覚した場合、失格となります）。	R7.5.26
2	「実施要項」P.1の「事業者」の定義について	実施要項に「運営事業を行う民間事業者（以下、「運営事業者」という。）」とありますが、本件整備基本計画やそ	整備基本計画（令和6年3月）については、運営事業（令和6年12月公表）の詳細が決まる前に策定されたものです。そ	R7.5.26

		<p>の【概要版】に記載のある「事業者」とはすべて「運営事業者」を指すとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>のため、基本計画内の「事業者」は、管理運営事業の運営事業者以外の事業者（例：P3の1行目にある「市民や市内の事業者」）も表記としては含まれていますので、全ての表記が運営事業の運営事業者を示しているものではありませんのでご留意願います。</p> <p>なお、運営事業の詳細は、運営事業の募集要項等を参照願います。</p>	
3	施設・運営に関して	<p>現状の道の駅は8：00～18：00と認識しておりますが、新「道の駅」の営業時間は決まっておりますでしょうか。</p>	<p>現時点では未定です。</p> <p>なお、管理運営事業の管理運営基準書P2のとおり、駐車場・トイレは年中24時間利用可能とし、その他の施設の営業時間や休館日等については、運営事業者からの提案に基づき、本市と運営事業者間の協議により、決定する予定です。</p>	R7.5.26

■提出方法等

4	様式1～13 押印欄	<p>押印を要する提出書類については、社印の押印でよろしいでしょうか。</p>	<p>代表者印の押印をお願いします。</p>	R7.5.26
5	実施要項 P8 6. 実施日程 (予定)	<p>「資格要件等・参加資格審査結果通知」について、通知方法をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>様式1 参加表明書へ記載の担当者連絡先のメールアドレスへ資格要件等・参加資格審査結果をメー</p>	R7.5.26

			ルにて通知し、追って文書での通知をいたしません（参加資格要件の⑥入札の登録については除く）。	
6	実施要項 参加資格等(1) 参加資格要件 ⑥	入札登録に関して「8月22日までに登録申請」とありますが、8/22までに登録の申請書類を提出すればよろしいのでしょうか。それともそれまでに申請が受領され認められていなければならない期限なのでしょうか。ご教示ください。	5/9 更新の質問書回答に記載のとおり令和7・8年度村山市一般競争入札(指名競争入札)参加資格登録名簿の「調査・測量・設計・コンサルタント業」の登録については、第一次審査通過者のみに申請方法等について連絡いたします。第一次審査通過者は、8/22までに登録申請を行ってください。	R7.5.26

■参加資格要件の実績と提案書における実績のPRについて

No.	質問項目	質問内容	回答	回答日
7	実施要項 P.13 9. 提案事項 (1) 第一次 提案書類の作成	同種又は類似の業務実績について様式11-3)は、本計画に対してアピールできるものであれば、参加資格要件⑧実績要件の規模にかかわらずのものとしてよいでしょうか。	様式11-3及び様式14-3は、「③同種又は類似の業務の実績」に記載頂く実績は、実施要項7.(1)⑧に記載の要件に該当する同種又は類似業務の実績を記載してください。ただし、その他、本業務に活かすことができる経験や知見につ	R7.5.26
8	9. 提案事項 (1)③同種又は類似の業務実績について(様	様式11-3業務実績について、様式3業務実績書に記載していない同種・類似物件、共同企業体構成者の実		R7.5.26

	式 11-3)	績として記載していない同種・類似物件及び同種・類似以外の物件（対象面積未満の物件等）を用いた説明は、評価の対象となりますか。	いての記載を頂いて構いません。 以下同	
9	「様式 11-3」記載する業務実績について	本様式に「テーマ③同種または類似の業務実績について」求められていますが、様式 3 に挙げた同種・類似案件以外でも、「道の駅むらやま」に反映できる知見となりうるものであれば、取り上げて記載してもよろしいでしょうか（公衆トイレ、屋内遊戯施設等）。		R7. 5. 26
10	実施要項 P13 9. 提案事項 (1)第一次提案書類の作成	第一次提案書類の内、「③同種又は類似の業務実績について（様式 11-3）」に記載できる業務実績は、参加表明書の提出時に提出する「様式 3 業務実績書」に記載の業務実績に加えて、「様式 3 業務実績書」に記載のない業務実績（協力事業者の業務実績など）を記載してもよろしいでしょうか。		R7. 5. 26
11	実施要項 P13 9. 提案事項 (1)第一次提案書類の作成	第一次提案書類の内、「③同種又は類似の業務実績について（様式 11-3）」に記載できる業務実績は、参加表明書の提出時に提出する「様式 3 業務実績書」に記載の業務実績に加えて、実施要項に記載のある同種施設・類似施設の用途要件ま		R7. 5. 26

		たは規模要件を満たさない業務実績（本業務の遂行に活かすことができる設計実績など）を記載してよろしいでしょうか。		
12	様式 3 業務実績書 様式 11-3 同種 又は類似の業務実績について	第一次提案で様式 11-3 に記載する業務実績は、同種又は類似の業務実績の要件を満たしていれば、参加表明時に様式 3 に記載した同種・類似業務実績とは別の物件をとりあげて記載してもよいでしょうか。技術提案について検討を重ねるなかで、当初とは別の物件の方がより計画意図に合うことも考えられます。		R7. 5. 26
13	様式 14-3 同種又は類似の業務実績について	No. 2 と同様に、第二次提案で様式 14-3 に記載する業務実績は、運営事業者から提示される追加条件を受けて、参加表明や第一次提案で取り上げた実績と別の物件について記載することは可能でしょうか。		R7. 5. 26
14	様式 11-3	技術提案書（様式 11-3）の業務実績では、参加要件以外の実績を載せて PR しても良いのか。		R7. 5. 26

■実績について

15	実施要項 9 ページ目	担当する管理技術者、及び主任技術者(建築(総合))の	P10 の 7 (3) ④に記載のとおり、管理技術者、	R7. 5. 26
----	----------------	----------------------------	-----------------------------	-----------

	7. 参加資格 (1)参加資格要件⑧	業務実績の担当区分は、今回担当予定の業務分野でなくとも構わないと理解してよろしいでしょうか。	及び主任担当技術者（建築（総合））両者に、 （1）⑧の実績要件が必要です。	
16	実施要項 P10 7. 参加資格要件 (3) 技術資格者	管理技術者と主任担当技術者の兼務は可能でしょうか。	P10の7（3）②に記載のとおり、不可となります。	R7.5.26
17	実施要項 P10 7. 参加資格要件 (3) 技術資格者	業務実績について、管理技術者と主任担当技術者の両者それぞれに業務実績が必要でしょうか、もしくはいずれかに実績が必要でしょうか。	P10の7（3）④に記載のとおり、管理技術者、及び主任担当技術者（建築（総合））両者に、 （1）⑧の実績要件が必要です。	R7.5.26
18	実施要項 P10 7. 参加資格要件 (4) 参加表明の重複禁止	協力事業者は複数参加表明に重複することができないとありますが、建築以外の主任担当技術者もこれに該当しますでしょうか。	ご理解のとおり、建築（総合）以外の主任担当技術者についても該当します。	R7.5.26
19	実施要項 p14 10. 提出書類 (1)参加表明書	参加表明書の様式3（業務実績表）について、記載できる業務件数に上限はありますか。5つ以上可能な場合、様式3は何枚まで提出可能でしょうか。	上限は特に設けません。適宜記載欄を増やして対応ください。	R7.5.26
20	「様式4-2」の実績の対象範囲について	欄外の注意事項に「・種別には新築増改築、改修等の別を明記すること。」とありますが、同種・類似の実績は新築増改築、改修等いずれも同等に評価していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	令和7年5月9日回答 No.1のとおり、改修も実績要件として認めております。 なお、第一次審査及び第二次審査における評価にあたっては、評価項目に記載にある評価ポイントと評価の具体例に基づき、委員会にて総合的に	R7.5.26

			評価を行います。	
21	様式 3、4-2 業務実績の対象について	5/9 付けの質疑回答にて改修工事も業務実績の対象になる旨を確認いたしました。 改修工事が対象となる場合、一部改修や設備改修だけでも、施設面積が対象規模であれば対象になると考えて宜しいでしょうか。	一部改修や整備改修だけの業務は含みません。	R7.5.26
22	様式 3 業務実績の証憑について	様式 3 業務実績書、様式 4-2 業務実施体制書の欄外の注意事項に「契約書などの証憑を示すものを添付すること」とありますが、契約書等の代わりに雑誌やその他のもので記名が分かる物でも宜しいでしょうか。	契約書以外でも認められる場合（例：業務実績情報システム（TECRIS）による登録内容確認書や発注者が発行した完成検査通知等）はありますが、第三者が発行した雑誌等については、その正確性を判断することが本市で出来かねますので不可とします。	R7.5.26
23	実施要綱 P9 (1)参加資格要件⑧ 業務実績(PFI事業)について	「・・・共同企業体としての実績については、代表者として行ったものに限る。」とありますが、PFI事業の場合で、共同企業体の構成員として設計業務を単体で担当した実績は対象となると考えて宜しいでしょうか。	PFI事業の場合において、選定事業者の一員（SPCから直接業務を受託する者）として、設計業務を単体で実施した場合には、実績として認められます。	R7.5.26
24	実施要項 P13 9. 提案事項	様式 11-3 および 14-3 について、記載する業務実績には技術者個人の（以前の所属事務所での）業務実績を含めても宜しいでしょうか。	可とします。	R7.5.26
25	実施要項	様式 11-3 および 14-3 につ	複合用途に商業施設が入	R7.5.26

	P13 9. 提案事項	いて、記載する業務実績には、複合用途に商業施設が入っているものを、同種の業務実績として含めて宜しいでしょうか。	っている場合も認められますが、建築物の主たる用途に該当しない場合は、実績として認められません。 実績提示にあたっては、同種・類似として条件を満たしていると判断することが可能なように、当該箇所にハイライトで示すなど対応をお願いします。 また、5月16日回答 No. 12 の記載内容もご参照願います。	
26	実施要項 P. 10 7.(1) 参加資格条件 様式 4-2 業務 実施体制書	技術者の実績は1件以上有することとありますが、様式 4-2 には記載欄が1つです。1件のみ記載することよろしいでしょうか。	1件のみでも構いません。複数ある場合は適宜欄を増やしてください。	R7. 5. 26

■体制について

27	実施要項 P10 (3) 技術者 資格②	念の為の確認だが、電気設備と機械設備の主任担当技術者は兼務で問題ないか。	問題ありません。	R7. 5. 26
28	7(1)参加資格 要件	整備基本計画の P88 における事業手法の比較表にて、設計施工一括発注とあるが、本件は設計事務所単独の応募で問題ないでしょうか？	設計事務所単独の応募で問題ありません。 整備基本計画の段階では、設計施工一括発注とすることを検討していましたが、最終的に、設計施工分離発注に変更と	R7. 5. 26

			なっております。	
29	「様式 4-2」の記載内容について	この様式に管理技術者と主担当技術者（建築（総合））の 2 名分の欄がありますが、その他の主担当技術者（構造、設備等）の記載は不要で、評価の対象でもないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	R7. 5. 26
30	様式 4-1 業務実施体制書 実施要項 P10 7. 参加資格等	「業務実施体制書（様式 4-1）」について、本設計業務を遂行する上で最適な体制とするため、実施要項にて配置が求められていない、新しい分野の主任担当技術者及び担当技術者を追加してもよろしいでしょうか。また、その技術者は「実施要項 P10 7. 参加資格等(3) 技術者資格に記載の③各技術者に求める資格要件」を満たさなくても良いと考えてよろしいでしょうか。	記載以外の分野の追加についても、任意で可能です。任意の担当技術者のため、資格要件は求めません。	R7. 5. 26
31	様式 4-1 業務実施体制書	「業務実施体制書（様式 4-1）」の注意事項より、管理技術者・主担当技術者（建築（総合））以外の主任担当技術者は兼務可能という認識でよろしいでしょうか。 【引用部の補足説明】 「業務実施体制書（様式 4-1）」の注意事項に「管理技術者、及び主担当技術者（建築（総合））は、他の分担業務分野の主任技術者と兼務しないこと。」と記載が	ご理解のとおり、兼務可能です。	R7. 5. 26

		あります。		
32	実施要綱 P9 (1)参加資格要件 主任技術者(建築)について	参加資格要件に「本プロポーザル・・・⑦⑧については代表者が要件を満たしていること」とありますが、主任技術者（建築（総合））も代表者に所属する者と考えて宜しいでしょうか。それとも P10(2)協力事業者、(3)技術資格⑤により、管理技術者は代表者、主任技術者((建築(総合)を含む)は構成員または協力事業者からの配置でも可能と考えて宜しいでしょうか。	管理技術者は、代表者に所属する者となります。主任技術者（建築（総合））は、協力事業者でも可能です。	R7.5.26
33	実施要項 P10(4) 参加表明の重複禁止	「参加する企業・協力事業者は、複数の参加表明に重複して関与することはできない。」とありますが、構造・設備・ランドスケープの協力事業者についても、重複しての関与が認められないのでしょうか。もしそうである場合、協力事業者については重複を認めていただけないのでしょうか。業務受注できるのは結局1社です。ご存知の通り、昨今は専門技術者の不足が深刻になっており、重複不可となると協力事業者が見つかりません。	実施要項及び5月16日回答 No.14 のとおり、参加する企業・協力事業者は、複数の参加表明に重複して関与することはできません。	R7.5.26
34	様式 4-2	様式 4-1 に、主任担当技術者は複数名配置することを妨げないとあります。この場合の主たる技術者が、様	主任担当技術者を複数名配置する場合、様式 4-2 も配置する全ての主任担当技術者の業務実績書を	R7.5.26

		式 4-2 に記載する主担当技術者であるとの理解で宜しいでしょうか。	作成してください。	
35	様式 4-1 業務実施体制書 様式 4-2 業務実施体制書 (業務実績書)	様式 4-1 業務実施体制書にて複数名の主任担当技術者(建築(総合))を配置した場合でも、様式 4-2 業務実施体制書(業務実績書)には、そのうちの主たる主任担当技術者(建築(総合))1名の業務実績について記載するものと考えてよいでしょうか。	主任担当技術者を複数名配置する場合、様式 4-2 も配置する全ての主任担当技術者の業務実績書を作成してください。	R7.5.26
36	協力事務所の参加	構造、設備、ランドスケープ等の協力事務所の重複参加は可能でしょうか。	実施要項及び5月16日回答 No.14 のとおり、参加する企業・協力事業者は、複数の参加表明に重複して関与することはできません。	R7.5.26
37	実施実施体制書 様式 4-1	記載以外の業務分野について協力事務所に業務を委託する場合、記載が必要でしょうか。	記載が必要です。	R7.5.26

■実績の記載について

38	7(1)参加資格要件	同種施設の業務実績は、管理技術者と建築の主任技術者は同じ物件でもよいでしょうか。	良いです。	R7.5.26
39	業務実施体制書(業務実績書)様式 4-2	実績が2つ以上ある場合は、枠を増やせばよいでしょうか。	枠を増やしてください。なお、1件でも問題ありません。	R7.5.26

		または、記載は1件のみで良いでしょうか。		
40	実施要項 p14 10. 提出書類 (1)参加表明書	参加表明書の様式3(業務実績表)について、国内業務の実績国内業務の実績に関して、「契約書などの証憑書類」の提出は必要ないでしょうか。	全ての業務実績について、契約書などの証憑書類が必要です。 なお、5月9日回答 No.2のとおり、海外業務の実績も認めており、証憑書類について日本語以外の言語で表記されていることが見込まれることから、事務局による確認のために、ハイライトで示すなどの対応をお願いしているものとなります (国内実績については、日本語で記載された証憑書類である限り、別途指示等がない限り、ハイライトは不要ですが、証憑書類は必要です)。	R7.5.26
41	実施要項 9 ページ目 7. 参加資格要件等 (1)参加資格要件	同種または類似施設の業務実績に関して、民間の実設計業務の実績も認められるか。	ご理解のとおり、民間の業務実績も認められます。	R7.5.26

■実績等の提案書への記載方法について

42	9. 提案事項 (1)③同種又は類似の業務実績について(様式11-3)	10. 提出書類(3)第一次提案書類に、「提出者の特定につながる記述は避けること。」とありますが、実績画像の掲載や、某店舗、某道の駅	設計事務所名が表記されていなければ問題ありません。	R7.5.26
----	--	--	---------------------------	---------

		等の記載については問題ないでしょうか。表現の程度をご教示ください。		
43	実施要項 p14 及び評価項目 について	実施要項 p14 第一次提案書類について、提出者の特定につながる記述は避けることとあります。 一方で、評価項目 2. 第一次審査 ②実施方針及び実施体制について③同種又は類似の業務実績についてはこれまでの経験、実績を記載することになります。 事務所の名称は出さずに実績の名称や、写真、図、担当した具体的な内容の記述をすることは問題ないとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。問題ありません。	R7. 5. 26
44	実施要綱 P14、 10. (2) 第一次 提案書類 実施要綱 P15 10. (3) 第一次 提案書類 業務実績の記 載について	「提出者の特定につながる記述は避けること。」とありますが、テーマ③同種又は類似の業務の実績で施設名を記載・表示は可能でしょうか。	設計事務所名が表記されていないなければ問題ありません。	R7. 5. 26

■様式類について

45	実施要項 p13 9. 提出事項 (1) 第一次提案書類の作成	様式第 11 号（第一次技術提案書別紙）について、1 テーマ 1 ページに割り振る必要がありますでしょうか。もしくは適宜調整可能	評価の公平性の観点から、原案のとおり、テーマごとに 1 枚で記載してください。	R7. 5. 26
----	---------------------------------------	--	---	-----------

		でしょうか。		
46	実施要綱 P13 9.(1)第一次提案書類作成 提案書枚数について	「各テーマについては、それぞれA3×1枚、計3枚にまとめること」とありますが、配点の割合や提案内容を考慮してテーマ①×2枚、テーマ②+③×1枚にすることは可能でしょうか。	評価の公平性の観点から、不可とします。 原案のとおり、テーマごとに1枚で記載してください（1枚を超えて記載した場合には失格とします）。	R7.5.26
47	様式 11-1～ 11-3 第一次技術提案書 別紙	様式集の該当ページ内に「図枠や余白の変更を可能とする」と記載がありますが、図枠の枠線を削除してもよろしいでしょうか。	必要に応じて削除していただいて構いません。	R7.5.26

■提案書表現方法について、別添資料について（修正）

48	様式 11-1～ 11-3	第一次技術提案書のA3版に明記されている「図枠や余白の変更を可能とする」とは、ヘッダーに記載されている内容は変更せず、図枠無しとしてもよいか。	良いです。	R7.5.26
49	様式 11-1～ 11-3	技術提案書内に記載する文字の大きさに指定はあるか。また図面やイラスト、イメージ図内の文字についても文字の大きさに指定はあるか。	文章については10.5pt以上を基本としてください。図やイラスト、イメージ内の文字については規定を設けませんが、審査員が読めるようご配慮ください。	R7.5.26
50	実施要綱 P14、 10.(2)第一次提案書類 実施要綱 P15	「様式 11(14)には、・・・イラストやイメージ図、写真等を活用した・・・」とありますが、表現は平成30年4月2日大臣官房官庁営	お見込みのとおりです。 各イメージ図等の表現は平成30年4月2日大臣官房官庁営繕部「技術提	R7.5.26

	10.(3)第一次提案書類 提案書のイラスト等について	繕部「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」によるものと考えて宜しいでしょうか。また、上記資料内(P4)に「【許容しない表現の例】・具体的な設計図、模型（模型写真を含む。）、精巧・精密な透視図等とありますが、模型の写真及びヒヤリング時の模型を使った提案書・プレゼンは不可と考えて宜しいでしょうか。」	案における視覚的表現の取扱いについて」をご参照のうえご提案ください。 また、模型の写真、及びヒヤリング時の模型を使った提案書・プレゼンは不可となります。	
51	実施要項 P14、10. 提出書類、(2) 第一次提案書類	「様式 11 には、A 3 版・3 枚以内でイラストやイメージ図、写真等を活用した別添資料を付すことができる」とありますが、様式ワードファイルにある 11-①②③の A3 計 3 枚以外に、更に A 3 版・3 枚まで別添資料を添付できるということでしょうか。	5/9 質問書回答のとおり、A3 版・〇枚以内にイラストやイメージ図を含みます。様式 11 は A3 3 枚以内、様式 14 は A3・6 枚以内でまとめてください	R7. 5. 26
52	実施要項 P14、10. 提出書類、(2) 第一次提案書類	様式 11 の提出部数が 17 部となっています。上記質疑 3 の通りとすると A3 版の資料が最大 6 枚提出可能となりますが、別添資料も含めて A3 サイズの資料は全て 17 部提出との理解で宜しいでしょうか。	様式 11 及び様式 14 については、A3 版の資料として、17 部提出ください。	R7. 5. 26
53	実施要項 P. 13 9. (1) (2) 提案書類の作成	技術提案書内の文字の大きさの最小値があればご教示ください。	文章については 10. 5pt 以上を基本としてください。図やイラスト、イメージ内の文字については規定を設けませんが、審	R7. 5. 26

			査員が読めるようご配慮 ください。	
--	--	--	----------------------	--

■ プレゼンへの参加者について

54	実施要項 P12 8. 審査・選定 (3)第二次審査	第二次審査のプレゼンテーションの参加者について、参加表明書の提出時に提出する「業務実施体制書（様式 4-1）」に記載した主任技術者に加え、新たに追加した主任技術者及び担当技術者も参加可能となる認識でよろしいでしょうか。 【引用部の補足説明】 実施要項 P12 にて下記と記載があります。 「プレゼンテーションの参加者は配置予定技術者のみとし、～とする。）」	管理技術者及び主任担当技術者以外の配置予定技術者の参加も可能ですが、最大5名までの参加となります。	R7. 5. 26
55	実施要項 p12 8. 審査・選定 (3)第二次審査	プレゼンテーション時に発表者5人以外に、パソコン操作のための補助員を追加することは可能でしょうか。また、可能な場合、体制表に記載されていない技術者以外が同席することは可能でしょうか。	管理技術者及び主任担当技術者以外の配置予定技術者の参加も可能ですが、配置予定技術者ではないパソコン操作のための補助員を含め、配置予定技術者以外の者の参加は不可とします。 プレゼンテーションへの参加者は、発表者数にかかわらず、最大5名までとなりますので、ご留意願います。	R7. 5. 26

■評価方法について

56	<p>実施要項 P10 (3) 技術者 資格③ 様式 11-2</p> <p>評価項目</p> <p>2. 一次審査</p> <p>②の iii</p>	<p>主任担当技術者（ランドスケープ）について、大学のランドスケープ系研究室との連携も考えているが、資格要件が満たされない。そのため、主任担当技術者（ランドスケープ）は建築外構計画の経験に長けている主任担当技術者（建築・総合）が兼務する形で大学と体制を構築したいと考えている。</p> <p>本プロポーザルにおいて、ランドスケープ主任担当技術者が登録ランドスケープアーキテクト等、分野に特化した資格を有するか否かが第一次審査の評価につながるのか。それとも、単純な保有資格ではなく、実施体制構築そのもの（様式 11-2 記載の内容）について評価されると理解して良いか。</p>	<p>評価項目に記載にある評価ポイントと評価の具体例に基づき、委員会にて総合的に評価を行います。</p>	R7. 5. 26
57	<p>評価項目記載のうち「3. 第二次審査」「評価項目⑤」について</p>	<p>特記仕様書「1. 設計業務の内容及び範囲」の中には該当する業務項目が見当たらないように思います。設計者の立場として提案は求めるものの、実際の業務内容には含まないということでしょうか。</p>	<p>本施設の整備にあたっては、E O I方式を採用している観点から、建築設計のみを単純に実施するものではなく、道の駅整備事業全体への取組姿勢や能力を評価するために、提案いただくものと</p>	R7. 5. 26

			なります。	
58	「公募型プロポーザル評価項目」の「④価格点」について	第一次審査の評価ポイントの価格点について、予定価格内であれば一律満点（5点）になるのでしょうか。または、額や価格の順位等で点数が変わるのでしょうか。変わる場合、その採点方法についてご教示ください。	評価項目に記載にある評価ポイントと評価の具体例に基づき、委員会にて総合的に評価を行います。	R7.5.26
59	実施要項 9 ページ目 7.参加資格条件 (1)参加資格要件	業務実績について、新築と改修で評価に差があるのでしょうか。もし差がある場合、「同種の改修実績」と「同類の新築実績」はどちらが評価が高いのでしょうか。	評価項目に記載にある評価ポイントと評価の具体例に基づき、委員会にて総合的に評価を行います。	R7.5.26
60	実施要項 P.10 7.(3) 技術者資格	配置担当技術者（構造、電気設備、機械設備、ランドスケープ）の保有資格に関して、一級建築士、設備一級建築士、建築設備士など要項記載の資格はすべて同等（同点数）として評価されると考えてよろしいでしょうか。	評価項目に記載にある評価ポイントと評価の具体例に基づき、委員会にて総合的に評価を行います。	R7.5.26
61	評価項目 2. 第一次審査	見積書の点数評価は予定価格内であれば5点となるのでしょうか。もしくは最低制限価格までの範囲で点数に傾斜がつくのかなどご教示ください。	評価項目に記載にある評価ポイントと評価の具体例に基づき、委員会にて総合的に評価を行います。	R7.5.26
62	評価項目 2. 3. 第一次審査、 二次審査	各評価要領に記載の i ~ iii の点数配分をご教示ください。	評価項目に記載にある評価ポイントと評価の具体例に基づき、委員会にて総合的に評価を行います。	R7.5.26

			す。	
--	--	--	----	--

■設計範囲について

63	特記仕様書 P.2 1. 設計業務の 内容及び範囲	基本設計にある屋外環境整備について詳細設計には記載がありませんが、基本設計までで詳細設計は行わないということでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、広場の設計など建築物と一体性が高い場合なども考えられるため、詳細は設計協議により決定します。	R7.5.26
64	特記仕様書 P.2 1. 設計業務の 内容及び範囲	実施設計における外構の対象範囲を教えてください。特記仕様書では、「※実施設計の対象範囲は屋内施設及び外構とする。」と記載があり、外構の範囲は明確化されていませんが、別紙計画平面図（案）の設計と条件には水色点線枠内の赤点線枠（3,900㎡）との記載があります。	基本設計において、基本計画図（案）とは異なる敷地内の位置に変更する場合、建築実施設計の対象範囲や外構の範囲も必要に応じて変更することを想定しています。数量としては3,900㎡程度と見込んでおりますが、詳細は設計協議により決定します。	R7.5.26
65	特記仕様書 P.2 1. 設計業務の 内容及び範囲	特記仕様書のP.2に次の記載があります。「※基本設計の対象範囲は敷地全体とする。ただし、計画平面図（案）（別紙）の配置計画等を変更する必要がある場合は、土木基本設計の修正設計を令和8年1月末までに完了し、成果品を提出すること。」 実施要項P.7（2）関連資料に記載のある『村山市新	計画平面図（案）（別紙）の配置計画等の変更は、市及び運営事業者の意向で変更することは想定されず、本設計業務の受託者の任意提案に基づくものです。そのため、市が追加で費用負担することはありませんので、委託金額の中で行ってください。	R7.5.26

		<p>「道の駅」整備事業土木基本設計業務委託 成果物（令和7年3月）」において、例えば配置やレベルを変更する場合等、修正設計は委託金額の中で行う業務となるのでしょうか。</p>		
66	<p>特記仕様書 P.2 1. 設計業務の内容及び範囲</p>	<p>基本設計にある屋外環境整備は具体的にどこを対象とした設計でしょうか。</p> <p>特記仕様書では「※基本設計の対象範囲は敷地全体とする。ただし、計画平面図（案）（別紙）の配置計画等を変更する必要がある場合は、土木基本設計の修正設計を令和8年1月末までに完了し、成果品を提出すること。」</p> <p>一方で、「※実施設計の対象範囲は屋内施設及び外構とする。」と記載があり、外構の範囲は明確化されていませんが、別紙計画平面図（案）の設計と条件には水色点線枠内の赤点線枠（3,900㎡）との記載があります。</p> <p>基本設計では、敷地全体を対象とし、実施設計では赤点線枠（3,900㎡）を対象とするということは、実施設計においては赤点線枠外は、別業務の土木実施設計として発注するのでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p> <p>ただし、広場の設計など建築物と一体性が高い場合なども考えられるため、詳細は設計協議により決定します。</p>	R7.5.26

67	別紙-計画平面図(案) 実施設計範囲について	提案において、屋内施設の位置を、提示されている計画平面図(案)とは異なる敷地内の位置に変更する場合、実施設計の対象範囲も、それに伴い移動させることは可能でしょうか。	基本計画図(案)とは異なる敷地内の位置に変更する場合、建築実施設計の対象範囲も必要に応じて移動となることを想定しています。	R7.5.26
68	別紙-計画平面図(案) 実施設計範囲について	計画平面図において、実施設計の対象範囲(赤線枠)以外については別事業者による実施設計が行われるという解釈でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	R7.5.26
69	実施要項 p06 3.設計概要 (6)事業予定地位置図・図面等	別紙の計画平面図(案)にはイベント広場が含まれておりますが、実施設計の際、屋内施設および外構(赤点線枠内)に加えて、その外側の屋外施設の設計にも参加することは可能でしょうか。	屋内施設及び外構以外の実施設計は別業務として想定しております。	R7.5.26
70	実施要項 p05 3.設計概要 (2)予定屋外施設及び(6)事業予定地位置図・図面等	予定されている屋外施設のうち、どの用途を本設計業務における外構範囲(別紙の計画平面図(案)の赤点線枠内)に含めるかは、建築物と合わせて提案可能と考えてもよろしいでしょうか。	提案可能です。 E O I方式の趣旨をご理解のうえ、ご提案ください。	R7.5.26
71	計画平面図(案)記載の土木設計に関して	配置計画の変更する必要がある場合は土木修正設計の修正設計の成果品が必要とされておりますが、土木設計においては別業者が入られているという認識でよろしいでしょうか。	土木基本設計の修正は本業務で行ってください。土木実施設計は別業務として想定しています。土木実施設計段階での広場や駐車場の調整が必要となります。	R7.5.26

		また、実施設計段階での広場や駐車場の調整は不可でしょうか。		
72	実施要項 別紙 事業予定 地位置図・図 面等 計画平面図 (案)	図面記載の内容に関して、青色点線の駐車場のレイアウトやランドスケープ並びに赤色点線の実施設計の位置は変更可能か。	基本計画図(案)とは異なる敷地内の位置に変更する場合、建築実施設計の対象範囲も必要に応じて移動となることを想定しています。	R7.5.26
73	計画平面図 (案) 計画範囲について	計画平面図(案)の赤点線内が建築物の計画範囲になりますか。	市としては現時点において赤点線内を建築物の計画範囲と考えておりますが、他の回答のとおり、本設計業務の受託者の提案にて、変更可能です。	R7.5.26
74	計画平面図 (案) 設計と条件	「基本設計の対象範囲は敷地全体(青点線)とする」とありますが、ランドスケープの計画は基本設計で終了し、その後実施設計段階では市が行うという認識で合っていますか？	屋内施設及び外構以外の実施設計は別業務として想定しております。	R7.5.26
75	計画平面図 (案) 設計と条件	「実施設計の対象範囲は屋内施設及び外構(赤点線枠内)とする」とありますが、この赤点線よりはみだして建築を提案しはダメでしょうか？	市としては、赤色点線枠内における建築を想定しておりますが、赤枠点線の範囲外で自由に提案いただいても問題がございませんが、実際の設計段階では、運営事業者の意向も踏まえながらゾーニング等を改めて検討することになる点にご留意ください。 なお、JR 村山駅、市道駅西中央線側からの来訪者の動線、特記仕様書の設	R7.5.26

			計与条件や設計業務の内容及び範囲等に十分留意のうえご提案ください。	
--	--	--	-----------------------------------	--

■委託金額・工事費について

76	2(5)委託金額	委託金額には家具および什器の設計、サインの設計、厨房設計、屋内外遊具設計、開発(土木)工事に関する設計および申請業務を含みますか？	開発(土木)工事に関する設計、及び開発許可協議など関連申請業務は含みません。	R7.5.26
77	想定工事費に関して	要項 P6 に建築工事費・工事監理費の記載がございますが、施設に利用する置き家具も対象になりますでしょうか。	いわゆるC工事相当分として事業者実施・事業者負担で施工・調達するもの(地域振興施設内の産直・物販施設及び飲食施設における内装設備等及び什器備品の原則全て)以外は、家具類等も全て対象となります。詳しくは、管理運営事業の募集要項別紙2「本施設における施工・調達区分(案)」を参照してください。	R7.5.26
78	実施要項 P6 3. 計画概要 (4)想定工事費	想定工事費の内、「実施要項 P6」の「建築工事費・工事監理費 1,690,000 千円(税込み)」について、可能な限りで内訳(項目と金額)をご教示いただけますでしょうか。	公表は予定しておりません。	R7.5.26
79	実施要項 P6	想定工事費について、令和	公表は予定しておりませ	R7.5.26

	<p>3. 計画概要 (4) 想定工事費 新「道の駅むらやま」 (仮称)整備基本計画 【本編】P90</p>	<p>9年度の工事発注にあわせてどの程度、資材高騰分を見込んでいるかご教示いただけますでしょうか。(例えば工事費の〇%を資材高騰分として見込んでいるなど)</p> <p>【引用部の補足説明】 想定工事費について、「実施要項 P6」に基本計画で定められていると記載があります。 「新「道の駅むらやま」(仮称)整備基本計画【本編】の P90 12. 概算事業費・スケジュール (1)概算事業費」のページにて、「各工事費については、昨今の世界情勢等に伴う資材高騰の現状を反映しており、これまでの公共事業のコストよりもやや高い価格となっています。」と記載があります。</p>	<p>ん。基本的に予算として定めた工事費内に収まることを意識した設計のご提案を求めます。</p>	
80	<p>実施要項 P6 3. 計画概要 (4) 想定工事費 ・新「道の駅むらやま」 (仮称)整備基本計画 【本編】P77、P90 計画平面図(案)(別紙)</p>	<p>想定工事費について、概算事業費を整理した際のモデルプランは「基本計画【本編】の P77 9. 配置計画に関する考え方(4)モデルプラン」のページにあるモデルプラン案となりますでしょうか。</p> <p>また、「計画平面図(案)(別紙)」と比べて、主に拡張用地周辺の計画内容が異なるように見受けられますが、「実施要項 P6」に記載のある想定事業費は、こちらの</p>	<p>お見込みのとおりです。 なお、「計画平面図(案)(別紙)」は、基本計画後に作成されておりますが、実施要項 P6 に記載している想定事業費は基本計画の内容のままとしています。基本的に基本計画で定めた予定価格内に収まることを意識した設計のご提案を求めます。</p>	R7. 5. 26

		<p>変更を反映されていると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>【引用部の補足説明】</p> <p>想定工事費について、「実施要項 P6」に基本計画で定められていると記載があります。</p> <p>「新「道の駅むらやま」(仮称)整備基本計画【本編】の P90 12. 概算事業費・スケジュール (1)概算事業費」のページにて、「モデルプランより概算事業費を以下のとおり整理しました。」と記載があり、同ページに記載のある駐車場・緑地等工事費及び外構・広場等工事費の合計額が、「実施要項 P6」に記載のある「②駐車場・緑地・外構・広場等工事費 1,080,000 千円 (税込み)」と同額となっております。</p>		
81	<p>特記仕様書 P2</p> <p>1. (1)、1)基本設計</p> <p>土木修正設計について</p>	<p>「※基本設計の対象範囲・・・土木基本設計の修正設計を令和8年1月末までに完了し、成果品を提出すること。」とありますが、修正設計の設計費用は別途協議と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>計画平面図 (案) (別紙) の配置計画等の変更は、あくまで本設計業務の受託者の任意提案に基づくものです。そのため、市が追加で費用負担することはありませんので、委託金額の中で行ってください。</p>	R7. 5. 26
82	<p>実施要項 p6</p> <p>3. 計画概要</p> <p>(4)想定工事費</p>	<p>「①建築工事費・工事監理費 1,689,000 千円 *設備機器」とありますが、この設備機器の中に厨房機器は見込まれていますか？</p>	<p>想定工事費は、運営事業の事業スキームが確定する前の金額を提示しているため、厨房機器も見込んでいます。</p> <p>詳細は、市・運営事業</p>	R7. 5. 26

			者・設計者間の三者間調整会議等を通じて、具体を決定する予定です。	
83	計画平面図 (案) 設計と条件	「実施設計の対象範囲は屋内施設及び外構(赤点線枠内)とする」とありますが、この中の外構の費用も、②外構費として1,080,000千円の中に含まれるという認識で合っていますか？	駐車場・緑地・外構・広場等工事費の合計として1,080,000千円(税込)と見込んでいます。	R7.5.26
84	実施要項 p5 3. 計画概要 2) 予定 屋外施設	「半屋外イベントスペースは雨をしのぐことができ」と記載ありますが、半屋外スペースの根は①建築工事費用、②外構費用どちらに含まれますか？	外構費用に含みます。ただし、建築物と一体となったイベントスペースの提案なども想定されるため、①と②の配分については協議の上、決定します。	R7.5.26
85	実施要項 p5 3. 計画概要 2) 予定屋外施設	車いす用駐車場の屋根が必要な場合、屋根は①建築工事費用に含まれますか？	建築工事費に含みます。	R7.5.26
86	実施要項 p5 3. 計画概要 2) 予定屋外施設	四阿・防災トイレは②外構費用に含まれますか？	外構費用に含みます。ただし、建築物と一体となったイベントスペースの提案なども想定されるため、①と②の配分については協議の上、決定します。	R7.5.26
87	実施要項 p6 3. 計画概要 4) 想定工事費	①②合計27.7億円(税込)とありますが、トータル金額を合計金額内におさめれば、外構費用を少し削って建築工事費にまわす等、金額の配分を少し変更することは可能ですか？	協議・ご提案はお受けしますが、現時点では、①②それぞれの想定予算内に収まることを意識した設計のご提案を求めます。	R7.5.26

■施設配置について

88	配置計画・駐車場	配置計画に関して、駐車場の想定位置は変更できますでしょうか。	基本計画 P. 75 に記載のゾーニング及び、別紙「計画平面図（案）」に記載の駐車場出入口位置（2箇所）に留意のうえ、ご提案ください。	R7. 5. 26
89	配置計画・防災設備	配置計画に関して、マンホールトイレなど、防災設備の想定位置は変更できますでしょうか。	マンホールトイレ等の防災設備の位置については、変更可能です。	R7. 5. 26
90	計画平面図（案）について	駐車場のレイアウト等外構計画は、技術提案書で提案可能でしょうか。 屋内施設建設範囲（赤色点線範囲）については、上記と合わせて変更提案は可能でしょうか。	駐車場のレイアウト等外構計画及び屋内施設建設範囲ともに提案可能です。	R7. 5. 26
91	新「道の駅むらやま」（仮称）整備基本計画【本編】p81	施設全体は屋内で繋がっていることは必須でしょうか。 例えば、飲食、物販ゾーンから 24h トイレへは屋根付き屋外通路を介して行き来するというのは可能でしょうか。	必須ではありません。 ただし、施設利用に関わる主動線に屋外通路を含めた計画とする場合には、本市の気候など地域特性に十分留意のうえ、施設利用者が年間通じて安全・快適に利用可能とするための提案を求めます。	R7. 5. 26
92	土地改良区管理用道路	土地改良区管理用道路に関して、RV パークの車が利用することは可能でしょうか。	敷地外のため不可です。	R7. 5. 26

93	周遊路について	従業員駐車場周辺等、一般の人の周遊路は自由にデザイン可能でしょうか。	可能です。	R7.5.26
94	計画平面図(案)	参考配置図に示された建物・駐車場・緑地帯等の位置関係は提案者が変更可能でしょうか。変更不可の境界条件(主要出入口、歩道付替、緑地面積比率等)があれば具体的にご教示ください。	基本計画 P.73~79 に記載の「配置計画に関する考え方」を参考に建物・駐車場・緑地帯等の配置についてご提案ください。変更不可の条件については、別紙「計画平面図(案)」に記載のとおりです。	R7.5.26
95	「別紙_計画平面図(案)」の変更提案できる内容について	計画平面図(案)に実施設計範囲が赤点線で示されていますが、その範囲や形状を変更する提案は認められるでしょうか。その場合、青破線内で制限を受けるのは東側と西側メイン出入口の位置のみであるとの理解でよろしいでしょうか。	認めます。出入口についてはご認識のとおりです。	R7.5.26
96	実施要項 P5 面積表、整備基本計画 P22 地目・地籍の状況	敷地面積 43000 m ² は、電波塔・用水機場を除いた事業区域の面積ということで宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。	R7.5.26

■ 諸室配置について

97	実施要項 p04 3. 設計概要 (1) 予定建築物	面積表に記載のないプログラムについて、提案は可能でしょうか。	実施要項 p.04 記載の条件を満たすことを前提に、独自提案がある場合	R7.5.26
----	----------------------------	--------------------------------	-------------------------------------	---------

	(室内施設)		には提案可能です。	
98	平面計画・観光情報	道路情報エリアと観光情報エリアは区分をし、観光情報エリアは24h開放しないという認識で問題ないでしょうか。	その認識で問題ございません。	R7.5.26
99	「実施要項」P.4面積表案の「イベント出店スペース」の仕様について	面積表(案)に「イベント出店スペース」を「8ブース程度想定」とありますが、これは整備基本計画にあります「むらやまマルシェ」を指すのでしょうか。その場合、本設計で見込む仕様として、8ブースを設置できる平場の床面があればよくて、ブース本体や間仕切り、給排水等特別なインフラは必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	イベント出店スペースについては、運営事業者提案により、具体的な仕様等を決定する予定です。なお、ご質問の「屋外マルシェ」について、市として運営事業者に求めている運営業務上の水準等については、運営事業の管理運営基準書P19~20内の「緑地広場等賑わい創出業務」の記載内容を参照願います。	R7.5.26
100	「実施要項」P.4面積表案の区分内容について	面積表(案)に各用途や機能の項目の提示がありますが、ここに記載がなくとも、必要と思われる、有効と判断できる機能や室は延べ床面積2600㎡を超えない前提で提案できるとの理解でよろしいでしょうか。	追加の機能や諸室の提案は可能ですが、本市としてその必要性を認めない可能性があることに加えて、本施設の整備にあたってはE O I方式が採用されており、運営事業者の意向を踏まえながら改めて検討することになる点にご留意ください。	R7.5.26
101	実施要項、4ページ、1) . 予定建築物(屋内施設)	「24時間フードコート、24時間トイレ、ベビールーム、道路情報コーナー等、観光情報コーナー、屋内子	当該提示は、運営事業者に対し、24時間フードコート等の面積を減らすことで、産直・物販施設	R7.5.26

		<p>どもの遊び場については、提示した面積を下回る提案は原則として認められません」とありますが、上回ることは可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>の面積を増やすという提案が認められないことを示すために提示したものです。</p> <p>そのため、提示した面積を上回る内容も原則としては想定しておりません（建築設計の調整結果による微少な前後は除く）。</p>	
102	<p>実施要項 p4 3. 計画概要 2) 予定 屋内施設</p>	<p>「フロア 200 m²、厨房 280 m²」とありますが、「厨房は飲食施設の4割超確保を想定」とあるので、「フロア 280、厨房 200 m²」が正ということに合っていますか？</p>	<p>ご指摘のとおりです。</p> <p>基本計画に記載の「フロア 280 m²、厨房 200 m²」が正となります。なお、E O I 方式のため、運営事業者の意向に沿って内訳は変更していくことにご留意ください。</p>	R7. 5. 26
103	<p>要項 P 4 面積表、 基本計画 p53 導入機能</p>	<p>イベント出店スペースの出店者は基本的に電源以外の設備の必要ない物販やテイクアウト食品の出店という理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>イベント出店スペースについては、運営事業者の意見・要望を前提に決定する予定であり、市としての具体的な指定はありませんので、基本計画や運営事業の募集要項等を参照の上、ご提案願います。</p> <p>なお、実際の設計段階では、運営事業者の意向も踏まえながら改めて検討することになる点にご留意ください。</p>	R7. 5. 26
104	<p>要項 P 4 面積表、 飲食施設 厨房</p>	<p>「飲食施設全体の4割超確保を想定」とありますが、面積表の飲食施設合計は480m²で、その4割だと</p>	<p>ご指摘のとおりです。</p> <p>基本計画に記載の「フロア 280 m²、厨房 200 m²」が正となります。なお、</p>	R7. 5. 26

		192m2です。ここに記載の「飲食施設全体」とは140席程度のフロア+厨房と考えて宜しいでしょうか。	E O I方式のため、運営事業者の意向に沿って内訳は変更していくことにご留意ください。	
--	--	--	---	--

■ 除雪・積雪について

105	実施要項 P.5 2) 予定屋外施設	冬季（降雪時期）の緑地広場の取扱いについて、随時除雪等により使用できるようにしておくのでしょうか。もしくは、冬季の降雪時期は使用制限を設けるのでしょうか。	未定です。	R7.5.26
106	積雪について	雪下ろしをするか、屋根に積雪させておくか等の想定はございますでしょうか。	現時点ではございません。	R7.5.26
107	除雪について	駐車場拡張用地までの雪の運搬ルート確保が必要でしょうか。また、建築敷地内での雪溜箇所の設定を行ってもよろしいでしょうか。	必要です。 雪溜箇所の設定はご提案ください。	R7.5.26

■ 一時避難スペースについて（防災関連）

108	3(3)施設の概要	階高5m以上の一時避難場所のスペースは屋根上でも良いでしょうか？床はフラットで屋根まで必要でしょうか？	スペースの具体は提案内容を踏まえて設計協議において市及び指定管理予定者との協議により決定していきます。 新道の駅整備地は、基本	R7.5.26
109	実施要項 p3(3)施設の概	洪水発生時の一時避難場所の階高5m以上のスペース		

	要 洪水発生時の 一時避難場所 について	とは、床の高さが地面より 5m以上という認識で良いで しょうか。 どの程度の規模のスペース とするか、広さや人数の想 定はありますでしょうか。 一時避難場所は屋外として も良いでしょうか。また、 屋根は必要でしょうか。	計画 25 ページ (8) 整 備予定地におけるハザー ドの状況にありますとお り、破堤後約 5 時間で大 人の腰高まで浸水すると 想定されています。な お、一時避難スペースに ついては、逃げ遅れた方 の一時的な避難場所とし て想定しています。
110	実施要項 p07 4. 実施要項の 配布及び関 連資料(2)関 連資料	関連資料『新「道の駅村山 駅」(仮称) 整備基本計画」 (p. 76) に記載の洪水発生 時の一時避難場所として、 階高 5m 以上のスペースが 必要とされていますが、そ の必要面積の目安について ご教示いただけますでしょ うか。また、当該避難場所 は屋内化する必要がござい ますでしょうか。	
111	平面計画・一 時避難所	一時避難所の想定利用人 数、面積はございますでしょ うか。また、屋根は必要 でしょうか。また、避難所 用の外階段は実施設計対象 外エリアへ出ても問題ない でしょうか。	
112	平面計画・一 時避難所	一時避難所は 24h 開放とな りますでしょうか。または 24h エリアからアクセス可 能としますでしょうか。 (施設利用者・従業員・近 隣住民等、利用時の想定を 教えていただけますでしょ うか。)	
113	「実施要項」	施設の概要に「階高 5m 以上	

	P.3の施設の概要について	のスペース」を用意することとありますが、GL+5m以上の床面レベルとなる屋内スペースとの理解でよろしいでしょうか。その場合、当該スペースの必要な広さ、全体床面積への反映の有無、昇降設備の有無・仕様をご教示ください。		
114	実施要項 3 ページ目 3. 計画概要 (3)施設の概要	洪水発生時の一時避難場所となるように階高 5m 以上のスペースを設置することとありますが、何名程度の避難を想定していますでしょうか。		
115	実施要綱 P3 (3)1)階高一時避難所について	「1階平屋建てを基本に、洪水発生時の一時避難場所となるよう階高 5 m 以上のスペースを設置すること。」とありますが、屋上の屋外スペースと考えて宜しいでしょうか。また、予定されている規模等があればご提示ください。		
116	実施要項、3 ページ、1) . 予定建築物(屋内施設)	階高 5m 以上のスペースの設置、との記載がございますが、当該スペースに関して、面積や収容人数などの上限、下限等、具体的な要件がございましたら、ご教示いただけますでしょうか。		
117	実施要項 p3 3. 計画概要 (3) 施設概要 1)予定建築物	「1階平屋建てを基本に、洪水発生時の一時避難場所となるよう階高 5m 以上のスペースを設置すること」とあ		

		りますが、一時避難時の避難想定人数は何人を想定していますか？ 階高 5m 以上の一時避難場所を何㎡確保しておく必要がありますか？		
118	実施要項 P3(3)施設の概要 1) 予定建築物 整備基本計画 P25, 76 一時避難場所	「階高：1 階平屋建てを基本に、洪水発生時の一時避難場所となるよう階高 5m 以上のスペースを設置すること」とありますが、GL + 5 m 以上の避難スペースの規模の想定がありましたらご教示ください。		
119	実施要項 P. 3 3. (3) 1) 予定建築物	一時避難場所となるスペースに避難する人数に想定があればご教示ください。		

■半屋外スペースについて

120	実施要項 p. 5 「半屋外イベントスペース」の考え方について	「半屋外イベントスペース」の考え方として「雨をしのぐことができ」とありますが、冬季積雪時でもイベントスペースとして利用できることが必須でしょうか。	半屋外イベントスペースは、運営事業者の意向を前提に取扱いを決定するため、未定です。 ただし、市としては、閑散期となる冬期の誘客策を運営事業者に求めていることから、冬期積雪時にも当該イベントスペースを活用する可能性がある点にご留意願います。	R7. 5. 26
121	計画平面図(案)(別紙)	半屋外イベントステージについて、基本設計のみが建築設計業務内に含み、実施設計業務及び確認申請業務は建築設計業務外(土木実	現時点では屋内施設及び外構以外の実施設計は別業務として想定しておりますが、配置計画上、一体不可分性が高いと判断	R7. 5. 26

		<p>施設業務)で行われるという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>【引用部の補足説明】 「計画平面図(案)(別紙)」の設計と条件にて、基本設計及び実施設計の対象範囲が定められておりますが、半屋外イベントステージの位置が基本設計範囲内で実施設計範囲外となっております。</p>	<p>される場合は協議の上、対象範囲を見直すことがございます。</p>	
122	<p>実施要項 P5 3. 計画概要 (3)施設の概要</p>	<p>半屋外イベントステージについて、「実施要項 P5」より、基本計画策定後にイベントステージから半屋外イベントステージに変更した旨の記載がありますが、「実施要項 P6」に記載のある想定事業費は、こちらの変更の反映前と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>	R7. 5. 26
123	<p>その他</p>	<p>半屋外イベントステージについて、予定建築物と一体的な計画として提案してもよろしいでしょうか。</p>	<p>予定建築物と一体的な計画として提案いただいても構いませんが、実際の設計段階では、運営事業者の意向も踏まえながら一体的な計画とするか否かについて改めて検討することになる点にご留意ください。</p>	R7. 5. 26
124	<p>実施要綱 P5 (3)2)予定屋外施設 半屋外スペースについて</p>	<p>半屋外スペースの予定されている規模等があればご提示ください。</p>	<p>半屋外スペースの規模は、運営事業者の意見・要望を前提に決定する予定であり、現段階での市としての具体的な指定は</p>	

			<p>ありませんので、基本計画や運営事業の募集要項等を参照の上、ご提案願います。</p> <p>なお、実際の設計段階では、運営事業者の意向も踏まえながら改めて検討することになる点にご留意ください。</p>	
125	<p>実施要項 P5 2) 予定屋外 施設</p>	<p>半屋外イベントスペースが「雨をしのぐことができ、中小規模なイベントを開催することができるフラットなスペースを想定」とありますが、雨をしのぐ必要があるのはステージのみでしょうか。それとも観客エリアもでしょうか。また、どのようなイベントをするか想定がありましたらご教示ください。</p>	<p>半屋外イベントスペースについては、運営事業者提案により、具体的な仕様等を決定する予定です。</p>	R7.5.26

■緑地広場について

126	<p>実施要項、5 ページ、2) . 予定屋外施設</p>	<p>緑地広場について、防災公園としての活用は想定されておりますでしょうか。</p>	<p>「防災公園」としての活用は想定しておりません。</p> <p>ただし、基本計画 P.58 に記載のとおり、災害対応拠点施設としての活用を想定しています。</p>	R7.5.26
-----	---------------------------------------	--	---	---------

■耐震安全性の分類について

127	実施要項、3 ページ、1) . 予定建築物(屋 内施設)	耐震安全性の分類について ご確認させていただきま す。避難所としての利用も 想定されているとのこと ですが、構造体の区分はⅢ類 でよろしいでしょうか。	基本計画に記載していま すが、一時避難場所を確 保したいという意図で す。避難所ではありません。	R7.5.26
-----	---------------------------------------	--	---	---------

■資料提供等について

128	実施要項 7 ページ目 4.実施要項等 の配布及び関 連資料 (2)関連資料	村山市新「道の駅」整備事 業 地質調査解析業務委託成 果物（令和 6 年 10 月）を PDF 等で確認させていただ きませんか。	ホームページにて公開さ れている内容をご参照く ださい。	R7.5.26
129	実施要項 p14 10. 提出書類 (1)参加表明書	様式 9 の図面データ提供依 頼書は期間内に提出しても 提供されるのは、質疑回答 日や参加資格審査結果通知 日になりますでしょうか。 それとも、提出時点で送っ ていただけますでしょうか。 図面が早めに頂きたい場合 は早めに依頼書を送らせて いただいてもよろしいでし ょうか。	1 次審査通過者に提供し ます。	R7.5.26
130	様式 9 図面等データ 提供依頼書	現況平面図のほか、敷地断 面図、土木基本設計に関す る参考資料の CAD 図はご提 供いただけますか。また、 ボーリング図等の地質調査 資料があればご提供いた だくことは可能でしょうか。	1 次審査通過者に提供し ます。	R7.5.26
131	参加表明様式 9 図面等データ 提供依頼書	以下データについて提供い ただきたいのですが、含ま れておりますでしょうか。 ・電気設備、給排水設備な ど、対象敷地周辺のインフ ラ関連施設位置図 ・参考資料「造成計画平面 図」に記載されている造成 計画断面図①～⑤	契約締結後に提供しま す。	R7.5.26

132	実施要項 P7_ 関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・村山市新「道の駅」整備事業 地質調査解析業務委託成果物 ・村山市新「道の駅」整備事業土木基本設計業務委託成果物は、どちらも提供していただくことができますでしょうか。 	ホームページにて公開されている内容をご参照ください。	R7.5.26
133	新「道の駅むらやま」(仮称)整備基本計画【本編】p24	近隣地盤調査の文字が判読できないため、抜粋した詳細資料をいただけますでしょうか。	本プロポーザル審査において提供する予定はございません。なお、村山市新「道の駅」整備事業地質調査解析業務委託成果物(令和6年10月)をホームページで公開しておりますので、ご参照ください。	R7.5.26
134	実施要項 p16 14. 提供資料	DWG等のデータ提供は、参加表明書提出以前にいただくことは可能でしょうか。また、現況平面図に加えて、参考書類や基本計画で提示されている計画平面のCADデータもご提供いただけないでしょうか。	1次審査通過者に提供します。	R7.5.26
135	特記仕様書 p2 II 業務仕様 1. 設計業務の内容及び範囲 (1)一般業務の範囲 1) 基本設計	特記仕様書 p2 に「配置計画等を変更する必要がある場合は、土木基本設計の修正設計を～」との記載がありますが、土木基本設計に関する図書で、現在開示されている以外の図書はございますでしょうか。また、その図書一式をご提供いただくことは可能でしょうか。	契約締結後に提供します。	R7.5.26
136	地盤条件	・地下水位の位置および地	ホームページにて公開さ	R7.5.26

		質や地耐力を教えてください。 ・柱状図を提供して頂くことは可能か。	れている内容をご参照ください。	
137	「特記仕様書」P.2の土木基本設計の内容について	基本設計の一般業務範囲の※に記載のある「土木基本設計」とは、公表されています「サーチャージ盛土計画図」「集水区域図」「造成計画平面図」「排水施設計画平面図」の4枚を指すのでしょうか。また、土木基本設計の修正が必要になった場合、その算定資料等を含む成果品（電子データを含む）を貸与いただけるのでしょうか。	今回公表されている資料は、「土木基本設計」の成果品から第一次提案書類の作成に必要と判断したものを抜粋したものです。 また、基本設計の修正が必要となった場合は、関連する算定資料等を含む成果品(電子データを含む)を貸与します。	R7.5.26
138	その他	敷地の地盤情報について、既往のボーリング柱状図・標準貫入試験データ等があればご提供いただけますか。ない場合、設計者による追加調査は一次設計業務範囲に含まれるのか、別途発注になるのかをお教えてください。	提供可能な資料はホームページに記載している資料となります。	R7.5.26
139	造成計画平面図	造成計画の断面図も開示いただけますでしょうか。	ホームページに記載している「土木基本設計・地質調査解析に関する参考資料」の内、「土木基本設計業務委託成果物(2)」の中で示しています。	R7.5.26
140	計画平面図(案)(別紙)	「計画平面図(案)(別紙)」について、図面部分のみの	1次審査通過者に提供とします。	R7.5.26

		PDF 及び CAD データをご提供いただけますでしょうか。		
--	--	--------------------------------	--	--

■ 関連計画等の進捗について

141	実施要項 P.7 4. 実施要項等の配布及び関連資料 (2) 関連資料	土木設計はすでに完了しているという理解で良いでしょうか。また完了している場合は、どこまで完了しているか教えてください。(造成、雨水排水、上水、電気、下水)	土木基本設計は完了しております 完了している項目は、造成、雨水排水、上下水道(共に引込まで)。電気の設計は土木基本設計には含まれていません。	R7.5.26
142	整備基本計画 P20 (3) 敷地周辺にある施設	「※具体的な誘致状況について現時点で決定しているものはありません。」とありますが、その後決定した施設があれば、用途や場所とご教示ください。	現時点で公表可能なものはございません。	R7.5.26
143	整備基本計画 P20 敷地周辺にある施設	敷地周辺の開発スケジュールが決定しているようであればご教示ください。	契約締結後に提供いたします。	R7.5.26
144	新「道の駅むらやま」(仮称) 整備基本計画【本編】 p20	対象敷地近傍の「新規沿道流通業務ゾーン」について、基本計画策定以降の誘致状況・誘導機能などで公開可能な情報はございますでしょうか。	現時点で公表可能なものはございません。	R7.5.26
145	現道の駅「むらやま」の敷地について	新道の駅への移転後の活用方針などで公開可能な情報はございますでしょうか。	現時点で公表可能なものはございません。	R7.5.26
146	実施要項 p07	今後の(現)道の駅敷地の	現道の駅の取扱いは未定	R7.5.26

	4. 実施要項の配布及び関連資料(2)関連資料	活用方法について、何か方針がございますでしょうか。また、その内容に関する提案も可能でしょうか。	です。また、提案は自由とします。	
--	-------------------------	---	------------------	--

■ 出入口について

147	特記仕様書 P1 4. 設計と条件 (1) 敷地の条件	基本計画書には西側（市道駅西中央5号線）のメイン出入口の位置は提案可とあるが、特記仕様書には変更不可と記載されている。提案可という認識で良いか。	特記仕様書及び計画平面図（案）のとおり、提案不可となります。 なお、基本計画は令和6年3月時点における検討結果のため、基本計画と実施要項等で相違がある場合は、実施要項等の内容が優先されますので、ご留意願います。	R7. 5. 26
148	整備基本計画 9(2)	西側の敷地出入口は位置変更可能でしょうか？（整備基本計画の2.ゾーニング図より）	メイン出入口の位置は固定とします。	R7. 5. 26
149	「特記仕様書」P.1 出入口について	「西側（市道駅西中央5号線）と東側（国道13号）の出入口の位置は変更不可」とありますが、西側にはメイン出入口以外に従業員用を含め2か所の出入口が確認できます。この2か所の出入口の位置は西側道路面内であれば変更可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	メイン出入口の位置は固定とします。	R7. 5. 26
150	「特記仕様書」P.1 出入口	徒歩や自転車専用の出入口を設置する提案は認められ	ご提案ください。 なお、基本計画において	R7. 5. 26

	口について	るでしょうか。その場合、その位置や仕様について、指定や制限はあるでしょうか。もしくは提案によるとして宜しいでしょうか。	も、JR 村山駅方面等からの歩行者・自転車利用を想定しています。	
151	実施要項、3ページ、2) . 事業用地の概要	敷地西側（仮）が市有地となっていますが、将来的な隣接開発・連携施設計画がある場合、基本条件（接続道路幅員・高低差等）を教示願います。	敷地西側の道路を挟んで向かい側にある開発予定地については、市有地ではなく、民間開発を促進するエリアとなります。	R7. 5. 26

■盛土等について

152	サーチャージ計画図対象範囲について	サーチャージ計画図が添付されていますが、提案によって対象範囲や、盛り土高さを変更して提案することは可能でしょうか。	可能です。 サーチャージの期間は令和7年6月から令和8年3月までを予定しており、計画区域の南側より順次サーチャージを行っていきます。 また、サーチャージの盛り土高さは「土木基本設計」の中で決定しており変更できません。 但し、対象範囲については建築設計の進捗と、サーチャージ工事の進捗を勘案しながら協議対応とします。	R7. 5. 26
153	サーチャージ盛土の余盛り土について	場外搬出の想定でしょうか。	場内での敷均しを想定しています。	R7. 5. 26
154	サーチャージ	サーチャージの範囲について	対象範囲については建築	R7. 5. 26

	について	て提案することは可能でしょうか。また、建物の建設範囲内までをサーチャージ範囲内として提案することは可能でしょうか。	設計の進捗と、サーチャージ工事の進捗を勘案しながら協議対応とします。 また、建物は基礎工事を実施することから、建物の建設範囲内は意図的にサーチャージの範囲から除外しています。その必要性を検討した上で提案頂くことは差支えありません。	
155	実施要項 p07 4. 実施要項の配布及び関連資料(2)関連資料	関連資料『新「道の駅村山駅」(仮称)整備基本計画」(p.76)に記載の盛土造成に関するFH値(82.5～83.3)は、提案内容に応じて適宜調整可能でしょうか。	盛土造成の計画高については、基本計画策定後に実施した土木基本設計において作成の参考図「造成計画平面図」を参照ください。 なお同図面に記載の計画高は、1次造成による計画高を想定しており、道の駅外構における築山等のランドスケープデザインによる2次造成部分については適宜提案ください。	R7.5.26
156	盛土	<ul style="list-style-type: none"> ・法令条件の中で盛土を規制するものはないか。 ・サーチャージ盛土の余盛分を敷地内で活用することは可能か。 	盛土規制法(山形県R7.4施行)に留意してください。その他法令条件については業務の中で確認ください。 サーチャージ余盛分の敷地内活用は可能です。	R7.5.26
157	整備基本計画 P19 土壌汚染対策	土壌汚染対策法の第4条に該当しており、土地所有者等による調査は未実施と考	土壌汚染対策法第4条第1項の規定による届出済みです。調査の必要はご	R7.5.26

	法	えて宜しいでしょうか。	ございません。	
158	整備基本計画 P19 土壌汚染対策 法	土壌汚染対策法に関連して、土地の利用履歴をご教示頂けますでしょうか。	農用地です。	R7.5.26

■ その他

159	その他	新「道の駅」むらやま（仮称）について、現時点で建築基準法上の用途の想定はありますか。	現時点では、「農産物の販売を主たる目的とする店舗、農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店」などです。	R7.5.26
160	その他	敷地周辺の既設インフラ容量について、①高圧受電可能容量、②上水道本管口径・圧力、③ガス導管の有無、の3点を現時点で把握されている範囲で数値等をお示しいただけますでしょうか。	①高圧受電可能容量は設計業務の中でご確認ください。 ②敷地北側市道内にφ200mmの配水管が布設してあります。また、西側市道(新設)内に150mm、南側市道内に100mmの配水管を布設予定です。 なお、水圧は周辺施設の測定記録より0.65MPa程度を想定しています。 ③ガス導管は布設されていません。	R7.5.26
161	その他	凍結深度は何mmですか？	728mmです。	R7.5.26
162	RVパークについて	RVパークの運営方法、料金の有無について教えてください。	RV車対応スペースの取扱いは現時点では未定です。	R7.5.26
163	その他	太陽光発電の設置は考えて	太陽光発電等を含む再生	R7.5.26

		いますか？	<p>可能エネルギー設備の導入については基本計画で記載しており、環境に配慮した施設、設備等とする方針ではありますが、市負担の施設整備にあたっての省エネ設備や再生可能エネルギー等の取扱いとして決定したものではありません。</p> <p>そのため、運営事業者とも協議の上、決定することとなります。</p>	
164	<p>実施要項 P16 15. その他 (1) 提出書類等の取り扱い②</p>	<p>5/1 付けで会社体制の変更による社名、代表者変更している。しかしながら、法務局の繁忙具合によって登記簿本への変更登記反映にタイムラグが発生しており、登記簿本等の取得が5月末、その後に設計事務所登録の変更を進める。</p> <p>参加表明書提出が 5/30 ということなので、変更後の社名・代表として表明して差し支えないか。</p> <p>今のところ間に合うとは思いますが、タイトなスケジュールにて念の為確認をしておきたい。</p>	<p>承知しました。その旨が分かるように書類提出をお願いします。</p>	R7.5.26